

令和7年2月20日

令和7年第2回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件 名 等	頁
議案第 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	1
議案第 4 号	宮代町職員の給与に関する条例及び宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第 5 号	宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	2 3
議案第 6 号	町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	2 5
議案第 7 号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	2 7
議案第 8 号	職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	2 9
議案第 9 号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	3 2
議案第 1 0 号	宮代町都市公園条例の一部を改正する条例について	3 5
議案第 1 1 号	宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	3 7
議案第 1 2 号	宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	3 9
議案第 1 3 号	宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	4 1
議案第 1 4 号	指定管理者の指定の期間の変更について	4 3
議案第 1 5 号	工事請負契約の締結について	4 4
議案第 1 6 号	工事請負契約の締結について	4 5
議案第 1 7 号	町道路線の認定について	4 6
議案第 1 8 号	宮代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	4 7
議案第 1 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	4 8

議案番号	件名等	頁
議案第20号	令和6年度宮代町一般会計補正予算（第5号）について	49
議案第21号	令和6年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	50
議案第22号	令和6年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	51
議案第23号	令和6年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	52
議案第24号	令和6年度宮代町水道事業会計補正予算（第3号）について	53
議案第25号	令和6年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）について	54
議案第26号	令和7年度宮代町一般会計予算について	55
議案第27号	令和7年度宮代町国民健康保険特別会計予算について	56
議案第28号	令和7年度宮代町介護保険特別会計予算について	57
議案第29号	令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について	58
議案第30号	令和7年度宮代町水道事業会計予算について	59
議案第31号	令和7年度宮代町下水道事業会計予算について	60

議案第3号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1章 関係条例の一部改正

(宮代町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町職員の給与に関する条例(昭和30年宮代町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第18条第3号及び第4号並びに第18条の2第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宮代町土砂のたい積の規制に関する条例及び宮代町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 宮代町土砂のたい積の規制に関する条例(平成15年宮代町条例第7号)第21条及び第22条

(2) 宮代町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年宮代町条例第9号)第53条から第55条まで

(宮代町消防団条例の一部改正)

第3条 宮代町消防団条例(平成23年宮代町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成23年宮代町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第5条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第6条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(宮代町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の宮代町職員の給与に関する条例第18条の2第1項第1号及び第3項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3節 その他

(経過措置の規則への委任)

第8条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

議案第4号

宮代町職員の給与に関する条例及び宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町職員の給与に関する条例及び宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に準じ町職員の給与改定等を行うため、宮代町職員の給与に関する条例及び宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例及び宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(宮代町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町職員の給与に関する条例(昭和30年宮代町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の68.75」を「6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25」に改める。

第18条の3第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
短時間	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,700	337,500
勤務職	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,600	340,000
員以外	4	186,900	234,500	264,300	291,900	315,500	342,400
の職員	5	188,000	236,000	265,300	293,400	317,400	344,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	319,300	347,100
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	321,200	349,400
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	323,000	351,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	324,800	354,000
	10	196,200	243,400	270,300	300,000	326,300	356,300
	11	197,800	244,800	271,300	301,200	328,200	358,600
	12	199,400	246,200	272,300	302,400	330,000	360,900
	13	201,000	247,400	273,300	303,600	331,700	363,200

14	202,700	248,600	274,300	304,800	333,400	365,500
15	204,400	249,800	275,300	306,000	335,000	367,700
16	206,100	251,000	276,300	307,000	336,900	369,700
17	207,400	252,100	277,300	308,000	338,700	371,600
18	209,000	253,200	278,300	308,900	340,500	373,400
19	210,600	254,300	279,300	309,800	342,200	376,000
20	212,100	255,400	279,500	311,500	343,900	378,300
21	213,600	256,400	281,700	313,200	345,500	380,500
22	215,200	257,400	282,900	314,700	347,200	382,400
23	216,800	258,400	284,300	316,100	348,800	384,700
24	218,400	259,400	285,800	317,400	350,500	386,800
25	225,600	261,300	287,300	318,700	352,100	388,800
26	226,700	262,300	288,900	320,000	353,700	390,800
27	227,800	263,300	290,400	321,300	355,200	393,100
28	228,900	264,300	291,900	323,100	356,900	395,300
29	230,000	265,300	293,400	324,900	358,500	397,500
30	231,100	266,300	294,900	326,600	360,100	399,700
31	232,200	267,300	296,300	328,300	362,100	402,000
32	233,300	268,300	297,600	330,000	364,100	404,200
33	234,400	269,300	298,800	331,700	366,000	406,500
34	235,500	270,300	300,300	333,400	367,900	408,300
35	236,600	271,300	301,800	335,000	369,800	410,100
36	237,700	272,300	303,200	336,700	371,700	411,900
37	238,800	273,300	304,600	338,400	373,600	413,700
38	239,800	274,300	305,700	340,300	375,500	415,500
39	240,800	275,300	306,700	342,200	377,400	417,300
40	241,800	276,400	307,900	344,100	379,200	419,100
41	242,800	277,400	309,100	346,000	381,000	420,900
42	243,800	278,700	310,700	347,900	382,700	422,700
43	244,800	280,000	312,300	349,800	384,400	424,500
44	245,800	281,200	313,900	351,700	386,100	426,200

45	246,800	282,500	315,400	353,600	387,800	427,900
46	247,800	283,800	317,000	355,400	389,500	429,500
47	248,800	285,000	318,600	357,200	391,200	431,000
48	249,800	286,200	320,200	359,000	392,800	432,400
49	250,800	287,300	321,700	360,800	394,300	433,700
50	251,800	288,500	323,400	362,500	395,700	434,900
51	252,800	289,800	325,000	364,200	397,000	436,100
52	253,800	291,100	326,600	365,900	398,200	437,300
53	254,800	292,400	328,000	367,600	399,300	438,400
54	255,700	293,400	329,700	369,300	400,400	439,500
55	256,600	294,400	331,400	371,000	401,500	440,500
56	257,500	295,500	333,000	372,600	402,500	441,500
57	258,400	296,600	334,200	374,200	403,500	442,500
58	259,300	297,800	336,100	375,800	404,500	443,400
59	260,200	298,900	337,800	377,400	405,500	444,300
60	261,100	300,100	339,400	378,900	406,500	445,100
61	262,000	301,300	340,900	380,400	407,400	445,900
62	262,900	302,600	342,500	381,900	408,300	446,500
63	263,800	303,900	344,100	383,300	409,200	447,100
64	264,700	305,200	345,700	384,700	410,000	447,700
65	265,500	306,500	347,400	386,100	410,800	448,300
66	266,300	307,600	349,200	387,500	411,500	448,800
67	267,100	308,700	351,000	388,800	412,200	449,300
68	267,900	309,800	352,800	390,100	412,900	449,800
69	268,700	310,800	354,300	391,400	413,500	450,300
70	269,500	311,800	355,700	392,600	414,100	450,800
71	270,300	312,800	357,100	393,800	414,700	451,200
72	271,100	313,800	358,500	394,900	415,300	451,600
73	271,800	314,800	360,000	396,000	415,900	452,000
74	272,500	315,800	360,800	397,000	416,400	452,400

75	273,200	316,800	361,800	398,000	416,900	452,800
76	273,900	317,700	362,800	398,900	417,400	453,200
77	274,600	318,600	363,700	399,800	417,900	453,600
78	275,300	319,500	364,800	400,600	418,400	453,900
79	276,000	320,400	365,700	401,400	418,900	454,200
80	276,700	321,300	366,700	402,200	419,400	454,500
81	277,400	322,200	367,600	403,000	419,900	454,800
82	278,100	323,100	368,300	403,800	420,400	455,000
83	278,800	324,000	369,000	404,500	420,900	455,200
84	279,500	324,800	369,600	405,200	421,400	455,400
85	280,200	325,600	370,000	405,800	421,900	455,600
86	280,900	326,300	370,600	406,400	422,400	455,800
87	281,600	327,000	371,300	406,900	422,900	456,000
88	282,300	327,700	372,000	407,400	423,400	456,200
89	283,000	328,300	372,300	407,900	423,900	456,400
90	283,700	328,900	373,000	408,300	424,400	456,600
91	284,300	329,500	373,700	408,700	424,900	456,800
92	284,900	330,100	374,300	409,100	425,400	457,000
93	285,500	330,700	374,600	409,400	425,900	457,200
94	286,100	331,300	375,100	409,700	426,400	457,400
95	286,700	331,900	375,700	410,000	426,800	457,600
96	287,300	332,500	376,300	410,300	427,200	457,800
97	287,900	333,100	376,600	410,600	427,600	458,000
98	288,500	333,600	377,200	410,900	428,200	458,200
99	289,100	334,100	377,900	411,200	428,600	458,400
100	289,700	334,600	378,500	411,500	429,000	458,500
101	290,300	335,100	378,900	411,800	429,400	458,600
102	290,900	335,600	379,400	412,100	429,800	458,700
103	291,400	336,000	380,000	412,400	430,200	458,800
104	291,900	336,400	380,500	412,700	430,600	458,900

105	292,400	336,800	381,000	413,000	430,900	459,000
106	292,900	337,200	381,600	413,300	431,200	459,100
107	293,400	337,600	382,100	413,600	431,500	459,200
108	293,900	338,000	382,400	413,900	431,700	459,300
109	294,300	338,400	382,800	414,200	431,900	459,400
110	294,600	338,800	383,300	414,500	432,100	459,500
111	294,900	339,200	383,700	414,800	432,300	459,600
112	295,200	339,600	384,100	415,100	432,500	459,700
113	295,500	340,000	384,500	415,400	432,700	459,800
114	295,800	340,400	385,000	415,700	432,900	
115	296,100	340,800	385,400	415,900	433,100	
116	296,400	341,200	385,800	416,100	433,300	
117	296,700	341,500	386,100	416,300	433,500	
118	296,900	341,800	386,300	416,500	433,700	
119	297,100	342,100	386,500	416,700	433,900	
120	297,300	342,400	386,700	416,900	434,100	
121	297,500	342,700	386,900	417,100	434,300	
122	297,700	343,000	387,100	417,300		
123	297,900	343,300	387,300	417,500		
124	298,100	343,500	387,500	417,600		
125	298,300	343,700	387,700	417,700		
126	298,500	343,900	387,900	417,800		
127	298,700	344,100	388,000	417,900		
128	298,900	344,300	388,100	418,000		
129	299,100	344,500	388,200	418,100		
130		344,700	388,300			
131		344,900	388,400			
132		345,100	388,500			
133		345,300	388,600			
134		345,600	388,700			
135		345,900	388,800			

	136		346,200	388,900			
	137		346,500	389,000			
	138		346,800				
	139		347,100				
	140		347,400				
	141		347,600				
	142		347,800				
	143		348,000				
	144		348,200				
	145		348,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

第2条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項を次のように改める。

2 前項の規定による管理職手当の額は、指定管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{100}{25}$ を超えてはならない。

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までに該当する扶養親族たる父母等については1人につき6,500円とする。

第8条第4項中「扶養親族としての子」を「扶養親族たる子」に改め、「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2第2項中「 $\frac{100}{6}$ 」を「 $\frac{100}{4}$ 」に改める。

第16条の2第1項中「勤務した場合」を「勤務をした場合」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日に含まれる時間を除く。）であって」に、「勤務した場合」を「勤務をした場合」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して町規則で定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号ただし書を削る。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に、「6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第18条の3第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第18条の5第2項中「、第8条、第9条及び第9条の3」を「及び第8条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前 再任用	1	円 183,500	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200	円 408,300
短時間 勤務職 員以外 の職員	2	184,600	266,300	300,300	323,100	356,900	410,100
	3	185,800	267,300	301,800	324,900	358,500	411,900
	4	186,900	268,300	303,200	326,600	360,100	413,700
	5	188,000	269,300	304,600	328,300	362,100	415,500
	6	189,700	270,300	305,700	330,000	364,100	417,300
	7	191,300	271,300	306,700	331,700	366,000	419,100
	8	192,900	272,300	307,900	333,400	367,900	420,900
	9	194,500	273,300	309,100	335,000	369,800	422,700
	10	196,200	274,300	310,700	336,700	371,700	424,500
	11	197,800	275,300	312,300	338,400	373,600	426,200

12	199,400	276,400	313,900	340,300	375,500	427,900
13	201,000	277,400	315,400	342,200	377,400	429,500
14	202,700	278,700	317,000	344,100	379,200	431,000
15	204,400	280,000	318,600	346,000	381,000	432,400
16	206,100	281,200	320,200	347,900	382,700	433,700
17	207,400	282,500	321,700	349,800	384,400	434,900
18	209,000	283,800	323,400	351,700	386,100	436,100
19	210,600	285,000	325,000	353,600	387,800	437,300
20	212,100	286,200	326,600	355,400	389,500	438,400
21	213,600	287,300	328,000	357,200	391,200	439,500
22	215,200	288,500	329,700	359,000	392,800	440,500
23	216,800	289,800	331,400	360,800	394,300	441,500
24	218,400	291,100	333,000	362,500	395,700	442,500
25	225,600	292,400	334,200	364,200	397,000	443,400
26	226,700	293,400	336,100	365,900	398,200	444,300
27	227,800	294,400	337,800	367,600	399,300	445,100
28	228,900	295,500	339,400	369,300	400,400	445,900
29	230,000	296,600	340,900	371,000	401,500	446,500
30	231,100	297,800	342,500	372,600	402,500	447,100
31	232,200	298,900	344,100	374,200	403,500	447,700
32	233,300	300,100	345,700	375,800	404,500	448,300
33	234,400	301,300	347,400	377,400	405,500	448,800
34	235,500	302,600	349,200	378,900	406,500	449,300
35	236,600	303,900	351,000	380,400	407,400	449,800
36	237,700	305,200	352,800	381,900	408,300	450,300
37	238,800	306,500	354,300	383,300	409,200	450,800
38	239,800	307,600	355,700	384,700	410,000	451,200
39	240,800	308,700	357,100	386,100	410,800	451,600
40	241,800	309,800	358,500	387,500	411,500	452,000
41	242,800	310,800	360,000	388,800	412,200	452,400

42	243,800	311,800	360,800	390,100	412,900	452,800
43	244,800	312,800	361,800	391,400	413,500	453,200
44	245,800	313,800	362,800	392,600	414,100	453,600
45	246,800	314,800	363,700	393,800	414,700	453,900
46	247,800	315,800	364,800	394,900	415,300	454,200
47	248,800	316,800	365,700	396,000	415,900	454,500
48	249,800	317,700	366,700	397,000	416,400	454,800
49	250,800	318,600	367,600	398,000	416,900	455,000
50	251,800	319,500	368,300	398,900	417,400	455,200
51	252,800	320,400	369,000	399,800	417,900	455,400
52	253,800	321,300	369,600	400,600	418,400	455,600
53	254,800	322,200	370,000	401,400	418,900	455,800
54	255,700	323,100	370,600	402,200	419,400	456,000
55	256,600	324,000	371,300	403,000	419,900	456,200
56	257,500	324,800	372,000	403,800	420,400	456,400
57	258,400	325,600	372,300	404,500	420,900	456,600
58	259,300	326,300	373,000	405,200	421,400	456,800
59	260,200	327,000	373,700	405,800	421,900	457,000
60	261,100	327,700	374,300	406,400	422,400	457,200
61	262,000	328,300	374,600	406,900	422,900	457,400
62	262,900	328,900	375,100	407,400	423,400	457,600
63	263,800	329,500	375,700	407,900	423,900	457,800
64	264,700	330,100	376,300	408,300	424,400	458,000
65	265,500	330,700	376,600	408,700	424,900	458,200
66	266,300	331,300	377,200	409,100	425,400	458,400
67	267,100	331,900	377,900	409,400	425,900	458,500
68	267,900	332,500	378,500	409,700	426,400	458,600
69	268,700	333,100	378,900	410,000	426,800	458,700
70	269,500	333,600	379,400	410,300	427,200	458,800
71	270,300	334,100	380,000	410,600	427,600	458,900
72	271,100	334,600	380,500	410,900	428,200	459,000

73	271,800	335,100	381,000	411,200	428,600	459,100
74	272,500	335,600	381,600	411,500	429,000	459,200
75	273,200	336,000	382,100	411,800	429,400	459,300
76	273,900	336,400	382,400	412,100	429,800	459,400
77	274,600	336,800	382,800	412,400	430,200	459,500
78	275,300	337,200	383,300	412,700	430,600	459,600
79	276,000	337,600	383,700	413,000	430,900	459,700
80	276,700	338,000	384,100	413,300	431,200	459,800
81	277,400	338,400	384,500	413,600	431,500	
82	278,100	338,800	385,000	413,900	431,700	
83	278,800	339,200	385,400	414,200	431,900	
84	279,500	339,600	385,800	414,500	432,100	
85	280,200	340,000	386,100	414,800	432,300	
86	280,900	340,400	386,300	415,100	432,500	
87	281,600	340,800	386,500	415,400	432,700	
88	282,300	341,200	386,700	415,700	432,900	
89	283,000	341,500	386,900	415,900	433,100	
90	283,700	341,800	387,100	416,100	433,300	
91	284,300	342,100	387,300	416,300	433,500	
92	284,900	342,400	387,500	416,500	433,700	
93	285,500	342,700	387,700	416,700	433,900	
94	286,100	343,000	387,900	416,900	434,100	
95	286,700	343,300	388,000	417,100	434,300	
96	287,300	343,500	388,100	417,300		
97	287,900	343,700	388,200	417,500		
98	288,500	343,900	388,300	417,600		
99	289,100	344,100	388,400	417,700		
100	289,700	344,300	388,500	417,800		
101	290,300	344,500	388,600	417,900		
102	290,900	344,700	388,700	418,000		

	103	291,400	344,900	388,800	418,100		
	104	291,900	345,100	388,900			
	105	292,400	345,300	389,000			
	106	292,900	345,600				
	107	293,400	345,900				
	108	293,900	346,200				
	109	294,300	346,500				
	110	294,600	346,800				
	111	294,900	347,100				
	112	295,200	347,400				
	113	295,500	347,600				
	114	295,800	347,800				
	115	296,100	348,000				
	116	296,400	348,200				
	117	296,700	348,400				
	118	296,900					
	119	297,100					
	120	297,300					
	121	297,500					
	122	297,700					
	123	297,900					
	124	298,100					
	125	298,300					
	126	298,500					
	127	298,700					
	128	298,900					
	129	299,100					
定年前 再任用		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額

短時間 勤務職 員	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700
-----------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

(宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年宮代町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条の2第1項中「勤務する場合」を「勤務をした場合又は災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合」に改める。

第16条第2項中「及び第4条の3」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第4項から第8項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮代町職員の給与に関する条例(次項において「第1条改正後給与条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮代町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 切替日の前日において宮代町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は次項に規定する職員を除き、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第1に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後のこの条例による改正後の給与条例(第8項において「第2条改正後給与条例」という。)第8条の規定の適用については、同条第2項中

「 (5) 重度心身障害者 」 とあるのは

「 (5) 重度心身障害者
(6) 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。) 」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族たる配偶者については3,000円とする」とする。

7 切替日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の規定の適用については、同条第2項中

「 (5) 重度心身障害者 」 とあるのは

「 (5) 重度心身障害者
(6) 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。) 」

とする。

(地域手当に関する経過措置)

8 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条改正後給与条例第9条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは「100分の5」とする。

(町規則への委任)

9 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附則別表第1 (附則第4項関係)

号給の切替表

旧号給	新号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1

11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	1	1	1	1	1
23	1	1	1	1	1
24	1	1	1	1	1
25	1	1	1	1	1
26	1	1	1	1	1
27	1	1	1	1	1
28	1	1	2	2	1
29	1	1	3	3	1
30	2	1	4	4	1
31	3	1	5	5	1
32	4	1	6	6	1
33	5	1	7	7	1
34	6	2	8	8	1
35	7	3	9	9	2
36	8	4	10	10	3
37	9	5	11	11	4
38	10	6	12	12	5
39	11	7	13	13	6
40	12	8	14	14	7

41	13	9	15	15	8
42	14	10	16	16	9
43	15	11	17	17	10
44	16	12	18	18	11
45	17	13	19	19	12
46	18	14	20	20	13
47	19	15	21	21	14
48	20	16	22	22	15
49	21	17	23	23	16
50	22	18	24	24	17
51	23	19	25	25	18
52	24	20	26	26	19
53	25	21	27	27	20
54	26	22	28	28	21
55	27	23	29	29	22
56	28	24	30	30	23
57	29	25	31	31	24
58	30	26	32	32	25
59	31	27	33	33	26
60	32	28	34	34	27
61	33	29	35	35	28
62	34	30	36	36	29
63	35	31	37	37	30
64	36	32	38	38	31
65	37	33	39	39	32
66	38	34	40	40	33
67	39	35	41	41	34
68	40	36	42	42	35
69	41	37	43	43	36
70	42	38	44	44	37
71	43	39	45	45	38

72	44	40	46	46	39
73	45	41	47	47	40
74	46	42	48	48	41
75	47	43	49	49	42
76	48	44	50	50	43
77	49	45	51	51	44
78	50	46	52	52	45
79	51	47	53	53	46
80	52	48	54	54	47
81	53	49	55	55	48
82	54	50	56	56	49
83	55	51	57	57	50
84	56	52	58	58	51
85	57	53	59	59	52
86	58	54	60	60	53
87	59	55	61	61	54
88	60	56	62	62	55
89	61	57	63	63	56
90	62	58	64	64	57
91	63	59	65	65	58
92	64	60	66	66	59
93	65	61	67	67	60
94	66	62	68	68	61
95	67	63	69	69	62
96	68	64	70	70	63
97	69	65	71	71	64
98	70	66	72	72	65
99	71	67	73	73	66
100	72	68	74	74	67
101	73	69	75	75	68

102	74	70	76	76	69
103	75	71	77	77	70
104	76	72	78	78	71
105	77	73	79	79	72
106	78	74	80	80	73
107	79	75	81	81	74
108	80	76	82	82	75
109	81	77	83	83	76
110	82	78	84	84	77
111	83	79	85	85	78
112	84	80	86	86	79
113	85	81	87	87	80
114	86	82	88	88	
115	87	83	89	89	
116	88	84	90	90	
117	89	85	91	91	
118	90	86	92	92	
119	91	87	93	93	
120	92	88	94	94	
121	93	89	95	95	
122	94	90	96		
123	95	91	97		
124	96	92	98		
125	97	93	99		
126	98	94	100		
127	99	95	101		
128	100	96	102		
129	101	97	103		
130	102	98			
131	103	99			
132	104	100			

133	105	101			
134	106	102			
135	107	103			
136	108	104			
137	109	105			
138	110				
139	111				
140	112				
141	113				
142	114				
143	115				
144	116				
145	117				

議案第5号

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

職員の給与改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合の改定を行うため、
宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第6号

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

職員の給与改定に準じて、町長及び副町長の期末手当の支給割合の改定を行うため、町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の町長及び副町長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第7号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定に準じて、教育長の期末手当の支給割合の改定を行うため、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第8号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院規則の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第19条表中「、第9条」を削る。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第14条第2項第16号中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子」に改め、「看護」を「看護等」に改め、「又は疾病」を「、疾病」に改め、「世話をを行うこと」を「世話若しくは学校保健安全法（昭和30年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準じるものとして町規則が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町規則で定めるものへの参加をすること」に改める。

第15条第1項中「町規則で定める者」の次に「（第15条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(配偶者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第15条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行

われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第9号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に準じて特定任期付職員の給与改定を行うため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年宮代町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000

第9条第2項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の170」を「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削り、同条第4項中「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第9条第1項中「第9条まで」を「第8条まで」に、「、第16条の2（管理職員特別勤務手当）及び第18条の3（勤勉手当）」を「及び第16条の2（管理職員特別勤務手当）」に改め、同条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に、「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の95」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「、第9条（扶養手当）」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定任期付職員に対する給与条例第18条の3第2項（勤勉手当）の適用については、同項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与

は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第10号

宮代町都市公園条例の一部を改正する条例について

宮代町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、宮代町都市公園条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町都市公園条例の一部を改正する条例

宮代町都市公園条例(平成5年宮代町条例第3号)の一部を次のように改正する。
別表第1中「令第21条第2項第1号」を「令第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 1 1 号

宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成23年宮代町条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以 上
団長	239, 000円	344, 000円	459, 000円	594, 000円	779, 000円	979, 000円	1,07 9,00 0円
副団 長	229, 000円	329, 000円	429, 000円	534, 000円	709, 000円	909, 000円	1,00 9,00 0円
分団 長	219, 000円	318, 000円	413, 000円	513, 000円	659, 000円	849, 000円	949, 000円
副分 団長	214, 000円	303, 000円	388, 000円	478, 000円	624, 000円	809, 000円	909, 000円
部長 及び 班長	204, 000円	283, 000円	358, 000円	438, 000円	564, 000円	734, 000円	834, 000円
団員	200, 000円	264, 000円	334, 000円	409, 000円	519, 000円	689, 000円	789, 000円

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第12号

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は適用しない。この場合において、この条例による改正前の宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第13号

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例について

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設
等の運営に関する基準の一部改正に伴い、宮代町特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96
条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年宮代町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シーディーロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

指定管理者の指定の期間の変更について

次のとおり指定管理者の指定の期間を変更することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称	施設の所在地
宮代町立コミュニティセンター進修館	宮代町笠原一丁目1番1号
宮代町スキップ広場	宮代町笠原一丁目922番地1外

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 特定非営利活動法人 MCAサポートセンター

団体の所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町学園台二丁目11番6号

3 指定の期間

変更前 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

変更後 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

宮代町立コミュニティセンター進修館及び宮代町スキップ広場の指定管理者の指定の期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第15号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 小学校避難所空調設備設置工事 |
| 2 | 施 工 箇 所 | 百間小学校、東小学校及び笠原小学校（3校） |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和7年10月31日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 2億570万円 |
| 5 | 請 負 業 者 | 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎745番地2
株式会社 中村工業所 宮代営業所
所長 瀬口 卓 |

令和7年2月20日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

小学校避難所空調設備設置工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第16号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 中学校避難所空調設備設置工事 |
| 2 | 施 工 箇 所 | 百間中学校、前原中学校及び須賀中学校（3校） |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和7年10月31日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 2億3,430万円 |
| 5 | 請 負 業 者 | 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎745番地2
株式会社 中村工業所 宮代営業所
所長 瀬口 卓 |

令和7年2月20日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

中学校避難所空調設備設置工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第17号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて、議決を求める。

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第1658号線	宮代町本田二丁目70番5地先	
		宮代町本田二丁目70番1地先	
2	第1659号線	宮代町百間一丁目1870番3地先	
		宮代町百間一丁目1964番1地先	
3	第1660号線	宮代町百間一丁目1871番5地先	
		宮代町百間一丁目1873番40地先	

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

本田二丁目地内及び百間一丁目地内の宅地造成により町に寄附される道路を、町道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第18号

宮代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町教育委員会教育長に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 島 村 圭 一
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和7年2月20日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに島村圭一氏を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第19号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 武 井 喜 代 美
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和7年2月20日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新たに武井喜代美氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第20号

令和6年度宮代町一般会計補正予算（第5号）について

令和6年度宮代町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に準じた職員の給与改定のほか、普通交付税の追加交付、各種事業実績の確定に伴う事業費の増減などに伴い、令和6年度宮代町一般会計予算から1億8,373万4,000円を減額し、総額を144億5,000万3,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第21号

令和6年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

令和6年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

繰入金及び疾病予防事業費等の確定に伴い、令和6年度宮代町国民健康保険特別会計予算から867万4,000円を減額し、総額を35億9,625万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第22号

令和6年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

令和6年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

人事院勧告に準じた職員の給与改定及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の内示に伴い、令和6年度宮代町介護保険特別会計予算に698万5,000円を追加し、総額35億3,382万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第23号

令和6年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

令和6年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

繰入金及び後期高齢者医療広域連合への納付金等の確定に伴い、令和6年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算から707万2,000円を減額し、総額を7億1,788万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第24号

令和6年度宮代町水道事業会計補正予算（第3号）について

令和6年度宮代町水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

分担金収入の増及び人事院勧告に準じた職員の給与改定に伴い、令和6年度宮代町水道事業会計予算の第3条予算については、収益的収入を3,960万円増額し、収益的支出を106万1,000円増額することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第25号

令和6年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和6年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に準じた職員の給与改定に伴い、令和6年度宮代町下水道事業会計予算の第3条予算については、収益的収入及び収益的支出を104万5,000円増額することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第26号

令和7年度宮代町一般会計予算について

令和7年度宮代町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

令和7年度宮代町一般会計予算の総額を135億2,600万円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第27号

令和7年度宮代町国民健康保険特別会計予算について

令和7年度宮代町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

令和7年度宮代町国民健康保険特別会計予算の総額を33億2,070万5,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定によりこの案を提出するものである。

議案第28号

令和7年度宮代町介護保険特別会計予算について

令和7年度宮代町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和7年度宮代町介護保険特別会計予算の総額を34億3,472万8,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第29号

令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について

令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算の総額を7億1,805万円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第30号

令和7年度宮代町水道事業会計予算について

令和7年度宮代町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和7年度宮代町水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を8億5,681万6,000円とし、収益的支出の予定額を8億3,437万7,000円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を8億9,752万4,000円とし、資本的支出の予定額を11億5,804万1,000円とすることについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第31号

令和7年度宮代町下水道事業会計予算について

令和7年度宮代町下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

令和7年度宮代町下水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を11億6,280万7,000円とし、収益的支出の予定額を11億3,783万円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を4億130万9,000円とし、資本的支出の予定額を5億2,278万6,000円とすることについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出するものである。